

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日が休日は、その日には、
当たるの日が休日がとどく)

目次

- ◇告示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（中小企業課）
- 県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）
- ◇選管告示 選舉管理委員会の招集
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇公 告 交通誘導警備に係る検定の実施（〃）

告示

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県告示第六百二号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成6年8月16日

鳥取県告示第六百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業丸山地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成6年8月16日

鳥取県知事 西尾邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成6年8月17日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
協同組合丸合	エキサイティングタウン丸合境港店	境港市浜ノ町二〇一一
株式会社三幸	丸合中山店	西伯郡中山町赤坂三四八一一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

平成六年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成六年八月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日時 平成六年八月二十四日(水) 午前十一時

二場所 鳥取市東町二丁目111〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三議題 1 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について

2 平成六年度市町村選挙啓発担当者研修会開催要領について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成六年八月十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一日時 平成六年八月十八日(木) 午後二時
二場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

- 1 平成七年度鳥取県立学校実習助手採用候補者選考試験実施要項について
- 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十一号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年八月十六日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	T H E 忍	株式会社ニューギン
"	スターダスト2	京楽産業株式会社
"	妖怪村	"
回胴式遊技機	スーパーへビーメタルR	サミー工業株式会社
じゃん球遊技機	S U P E R 雀魔王	"

日曜火曜 平成6年8月16日

3

公告

警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条に規定する交通誘導警備に係る検定を次のとおり実施する。

平成6年8月16日

鳥取県公安委員会委員長 松本 敏

- 1 検定の種類及び級の区分
- 2 実施期日
- 3 実施場所
- 4 検定試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。
- 5 受験資格
 - 次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 県内に住所地を有すること。
- 6 検定申請書の受付期間

平成6年9月1日（木）から同年10月14日（金）まで
- 7 検定申請書の提出先

申請書の住所地を管轄する警察署

なお、郵送による検定申請書の提出は、受け付けない。
- 8 検定申請書の提出部数及び添付書類

検定申請書は正副2通とし、次に掲げる書類を添付すること。

 - (1) 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）
 - (2) 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村長の證明書
 - (3) 法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書
 - (4) 法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 9 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、21,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を検定申請書原本の下部欄外の余白に記入して納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 10 その他
 - (1) 受験者は、筆記用具を持参すること。
 - (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部防犯部防犯少年課（電話0857-23-0111）にすること。